

職員の給与に関する報告の概要

令和2年11月9日
群馬県人事委員会

○ 今回の報告のポイント

月例給の改定なし

- ・ 民間給与との較差（0.02%）が極めて小さいため、月例給の改定なし

1 民間給与との比較

企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内853事業所のうち180事業所を实地調査（完了率：83.1%）

<月例給>

職員と民間の本年4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢階層を同じくする者同士を比較

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A）－（B）
374,521円	374,439円	82円（0.02%）

- （注）1 民間給与（A）は、個々の職員に民間水準の給与額を支給とした場合の額
2 職員給与（B）は、一般行政職員（平均年齢44.0歳、平均経験年数22.1年）の平均給与月額
3 「一般行政職員」とは、行政職給料表又は事務職給料表の適用を受ける職員（本年度の新規学卒の採用者を除く。）

2 本年の月例給の改定

民間給与との較差が82円（0.02%）と極めて小さいため、月例給の改定は行わない。

【参考】ボーナスの改定（令和2年10月28日勧告）

民間の支給割合に見合うよう引下げ（4.50月→4.45月）

民間の支給状況、人事院勧告等を踏まえ、引下げ分を期末手当の支給月数に反映